

担 当	埼玉労働局労働基準部 賃金室
	室長 新井 孝男
	室長補佐 北 條 力
	電話 048-600-6205 (直通)

業務改善助成金の活用を！

—小規模事業者への助成率が4分の3に引き上げられました—

平成26年2月6日から、埼玉県も業務改善助成金の支給対象地域となりました。

この助成金は、最低賃金の引上げに向けた中小企業事業主の円滑な取組を早期に進めるため、事業場内の最低の時間給を40円以上上げた中小企業事業主に対し、労働能率の増進等のための設備、機器等の導入経費について、100万円を上限として助成するものです。

このため、埼玉労働局では、事業者団体などへの周知広報等を行っているところです。

1 業務改善助成金の概要

埼玉県最低賃金額以上かつ時間給800円未満の従業員を雇用する中小企業事業主が、事業場内最低賃金を引き上げた場合に、業務改善に要した費用について、予算の範囲内で国が助成する制度です。

2 主な支給要件

- (1) 事業場内で最も低い賃金を、本年度内に時間給又は時間換算額で40円以上引き上げる賃金引上計画を策定し、計画に基づき40円以上の引き上げを実施すること。
- (2) 労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能力の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善計画を作成し、実施すること。*業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

3 助成額

業務改善に要した費用の2分の1（企業規模30人以下の小規模事業者は4分の3）。

4 助成対象事業主

業 種	資本額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

中小企業事業主向け

業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

賃金改善

(事業場内で最も低い時間給を40円以上引き上げ)

業務改善

(パソコンの増設や、機器の導入など)

平成26年度から、
企業規模30人以下の小規模事業者については、
要した経費の4分の3を
助成できることになりました。
(上限100万円。なお、企業規模31人以上は、2分の1)

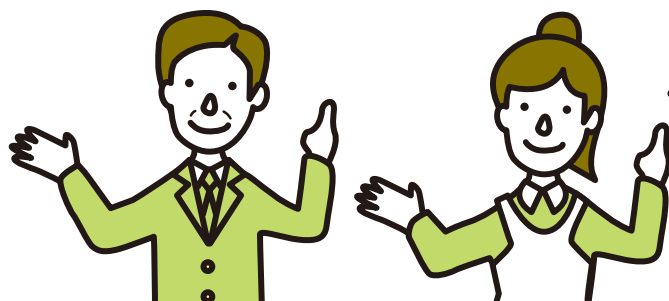


応援します！
がんばる中小企業。

賃金と業務の改善を国が支援してくれるなんて頼もしいね。

うちの工場は対象地域だな。申請してみるか

業務改善経費の一部を補助してくれるのね。



業務改善助成金に関するお問い合わせ先

埼玉労働局労働基準部賃金室

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F TEL.048-600-6205

 厚生労働省

●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入・研修等)に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(小規模事業者(※)は、4分の3)

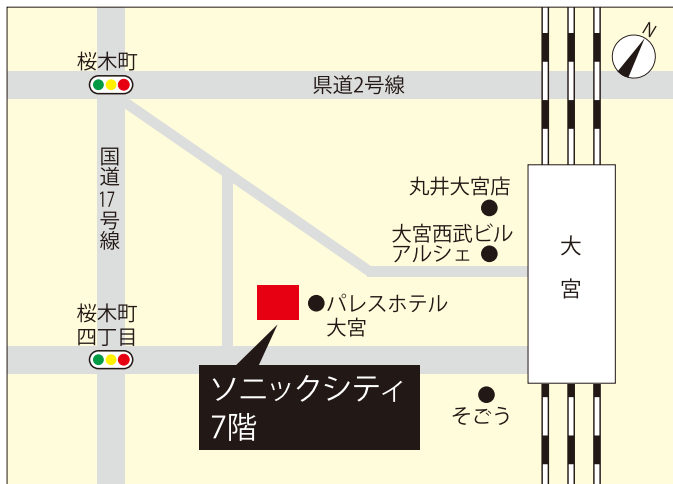
※企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

埼玉県最低賃金総合相談支援センター

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティ7階 埼玉県商工会連合会内

TEL.048-641-3613



お問い合わせ・申請先

埼玉労働局労働基準部賃金室

〒330-6016 さいたま市中央区新都心1-1-2 ランド・アクシス・タワー15F

TEL.048-600-6205



●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(H26.5)